

互助組合員の資格に関するフローチャート

◆令和5年4月1日からの変更点

- ・「準組合員」を「第5号組合員」に名称変更
- ・「第5号組合員」の臨時的任用職員のうち希望するものは、掛金を納入し、事業を受けることができる。※ 掛金率及び事業は正規職員と一部相違

